別表十七㈡の二付表二の記載要領第二号中「適用対象法人をいう。第５号」を「適用対象法人をいう。以下この記載要領」に改め、同号中「「小　計　(3)＋(4)　(5)」の欄は、」を「「公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額　(5)」の欄は、適用対象法人の」に改め、「の規定の適用がある場合には、同項」及び「含めて」を削り、同表四号中「「支払利子等の額　(6)」」を「「支払利子等の額　(7)」」に、「、法人」を「、適用対象法人」に、「当該法人」を「当該適用対象法人」に改め、同表五号中「「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　(7)」」を「「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　(8)」」に改める。

別表十七㈡の二付表三の表中

関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額 (別表十七(二の二)付表一「12」又は別表十七(二の五)付表「10」)	対象支払利子等合計額 (別表十七(二の二)付表一「11」)

を

調整対象金額 (別表十七(二の二)「20」又は別表十七(二の五)「23」)×(7)/(6)	調整対象金額 (別表十七(二の二)「23」)×(7)/(6)
特定子法人に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「9」又は別表十七(三の十)「11」)	特定子法人に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)

に改め、同表の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の２第８項（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削る。

別表十七㈡の三の表中

調整所得金額 (別表十七(二の二)「16」又は別表十七(二の五)「19」)	調整所得金額 (別表十七(二の二)「19」)
(1)×(50％又は20％)	(1)×20％

を

関連者純支払利子等の額又は対象純支払利子等の額 (別表十七(二の二)「3」又は別表十七(二の五)「3」)	対象純支払利子等の額 (別表十七(二の二)「3」)
当期分 (別表十七(二の二)「24」若しくは「29」又は別表十七(二の五)「27」若しくは「32」)	当期分 (別表十七(二の二)「27」又は「32」)
対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「24」又は別表十七(二の五)「27」)	対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「27」)
対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「1」又は別表十七(二の五)「1」)	対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「1」)
特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「9」又は別表十七(三の十)「11」)	特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)

に改め、同表の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「平成31年旧措置